

坂戸消防署から工事関係者の皆様へ

解体工事前に訓練させていただきませんか？



Q.火災で建物を壊していいの??



A.消防法第29条1項～3項で、人命救助等の必要がある場合は建物等の破壊が認められています！

火災が発生し、、、

建物の中に助けを求める人がいた場合、鍵の掛かった玄関ドアを迅速に開けることが、救助活動の第一歩となります。

そこで、解体予定建物を訓練に活用させていただきませんか？

訓練に活用するのは玄関ドアのみで、訓練内容は回転刃を使用した切断やボール等によるテコを利用した開放を予定しており、1時間程度の訓練となります。

専用・共同住宅、事業所等の建物種別は一切問いません。ご協力いただける場合につきましては、お手数ですが坂戸・鶴ヶ島消防組合坂戸消防署救助担当までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※ 訓練中における事故等については、一切ご迷惑をお掛け致しません。騒音等も懸念されますので、ボール等の訓練のみに限定するなど、使用可能な資器材の調整を図らせていただければ幸いです。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。



TEL 049-281-3494
坂戸・鶴ヶ島消防組合
坂戸消防署 救助担当